

## PERMAI（経済および国民保護パッケージ）

- 2021年1月18日に、ムヒディン・ヤシン首相が発表。
- 3つの目的、22のイニシアティブから構成される150億リンギ相当の特別支援策
- 移動制限令（MCO）地域に所在する企業を対象とした第3弾の賃金補助制度が履行。
- 星印（★）がついた施策は、日系企業を含む外資系企業／外国人も活用可能な（または可能と思われる）もの。

### 1. 新型コロナウイルス流行との闘い

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種プログラム
  - 3月初旬からワクチン接種を開始。
  - 2022年第1四半期までに、約2,700万人（国民の約8割相当）へのワクチン接種を目標とする。
- (2) ヘルスケアセクターの強化
  - 医療従事者の追加雇用（約3,500人）
  - 医療従事者への一時金（2020年第1四半期に支給予定）
- (3) 私立病院の協力促進
  - 私立病院における新型コロナウイルス患者の受け入れ、治療体制の強化
- (4) 従業員への感染検査実施強化
  - レッドゾーンに所在する企業の外国人労働者に対する感染検査の費用はS0CS0がすべて負担する。
  - 感染検査を含む健康診断費用の税控除額引き上げ（500リンギ⇒1,000リンギへ）

### 2. 国民福祉の保護

- (5) 一定の収入額以下世帯への支援金（BPR）支給の加速
  - 世帯収入が月5,000リンギ以下の世帯へ300リンギ／世帯、月2,000リンギ以下の世帯はさらに150リンギ／世帯を支給。800万人が対象。
- (6) 福祉プログラムの強化
  - 社会福祉局（JKM）による40万人超を対象とした福祉支援金支給
  - 対象となる世帯に対して、月100リンギ相当の必需食料品の供給（フードバスケットプログラム）
  - 政府関連企業災害救済ネットワークプログラムへの拠出
  - 新型コロナウイルスの影響で打撃を受けた人などへの寄付をした者に対する税控除
- (7) ローン返済猶予延長およびスケジュールの変更 ★
  - 移動制限令（MCO）期間中、銀行はローン返済の猶予延長、スケジュールの変更の提案を継続すること。
- (8) 従業員積立基金（EPF） i-Sinarプログラムの強化
  - EPF カテゴリー2の引き落とし申請額から1,000リンギまで事前に引き落とし可能。
  - EPF カテゴリー2の引き落としプロセスの簡素化（オンライン申請可に）

※EPF i-Sinar プログラムとは、通常 55 歳以上にならないと引き落としができない EPF の第 1 口座について、新型コロナウイルスの影響で失業した場合または 30%以上収入がなくなった場合に、一定額まで引き落としを認める制度。

- (9) 携帯電話、PC、タブレット購入時の特別税控除の延長 ★
  - 「短期経済回復計画」で発表した携帯電話や PC など在宅勤務で使用するデバイス購入費用に対し、2,500 リンギまでの個人所得税控除の期間を 1 年延長（2021 年 12 月 31 日まで）。
- (10) 無料インターネット供給の延長 ★
  - 教育目的を含むインターネット利用料を、1 日 1GB まで無料に。2021 年 1 月 1 日から 4 月 30 日まで。
- (11) 乗用車に対する売上税減免の延長 ★
  - 「短期経済回復計画」で発表した乗用車に対する売上税の減免措置を、2021 年 6 月 30 日まで延長。
- (12) 国家高等教育基金（PTPTN）ローン返済の猶予延長
  - 3 ヶ月の返済猶予。2021 年 3 月末までに申請。

### 3. 産業界支援

- (13) 賃金補助制度などの改良
  - 賃金補助制度第 3 弾は MCO 発令地域に所在する雇用者が申請可能。分野は問わず。4,000 リンギ以下のマレーシア人従業員に対して、月 600 リンギを 1 か月分支給。上限は 1 社あたり 500 名まで。 ★
  - 雇用保険制度の加入条件の緩和
  - デリバリーサービス運転手が加入する SOCSO の自営業者会保障スキームに対して、政府が全額を拠出
- (14) 特別補助金の継続
  - 「2021 年予算案」で発表したサバ州の中小零細企業（ホーカーなど）に対する 1,000 リンギの補助金制度について、対象州を拡大。
  - 中小零細企業に対して、MCO 発令地域では 1,000 リンギ、それ以外の地域では 500 リンギを支給。
- (15) タクシーおよびバス運転手への一時金支給
  - ツアーガイド、タクシー、バス、配車サービスなどの運転手 500 リンギの一時金支給。
  - 現在政府が実施している 7 年以上使用したタクシーのオーナー変更、廃棄、私用に関する物品税および売上税の免除制度について、条件を 5 年以上に引き下げ。
- (16) マイクロクレジットスキームの導入加速
  - 中小零細企業向けのマイクロクレジットスキームを導入。
- (17) オンラインビジネスの支援・促進
  - Eコマースサイトにおいて、中小零細企業のキャンペーンや販促のためのトレーニングを実施。
- (18) Danajamin によるギャランティースキームの強化 ★

- 財務省関連の金融保証保険業者の Danajamin の信用評価に従って運用される保証スキーム。
  - 10年を条件に運転資金10億リンギまでを対象。
  - 外国企業は、75%以上マレーシア人を雇用している場合、対象。
- (19) MARA ローンおよび MARA プレミスレンタルの返済スケジュール変更、猶予期間延長
- MARA 起業家に対して、事業所のレンタルを6ヵ月間30%割引する
  - 2020年4月1日から2021年3月末まで、テナントの企業(中小企業かどうかを問わない)に対して家賃の最低30%割引した場合に特別税控除。控除期間は、2021年6月末まで。
- ★
- MCO および CMC0 発令地域では、期間中の HRDF の拠出を免除。★
- (20) 電気代の割引 ★
- 2021年1月から3月まで、ホテル、テーマパーク、展示場、ショッピングモール、地場航空会社オフィス、観光・旅行者の6業種に対して、電気代を10%割引。
  - すべてのテナガナショナル利用者に対して、2021年1月1日から6月30日までのkw/時あたりの電気代を2セン(9%の割引相当)とする
- (21) バスおよびタクシー購入リハビリテーションスキーム
- 観光用のバス、タクシーを提供する分割払い購入会社、リース会社などに対して、50%の金銭保証。バスおよびタクシー事業者は12か月の返済猶予と月額返済額の減額の恩恵を受けられる
- (22) 新型コロナウイルス暫定対策法の延長 ★
- 有効期限を2021年3月31日まで延長。

(出所) 首相府ウェブサイト

<https://www.pmo.gov.my/2021/01/special-announcement-on-the-perlindungan-ekonomi-rakyat-malaysia-permai-assistance-package/>

以上

\*\*\*\*\*

【ジェットロが提供する情報のご利用について】

ジェットロが提供する情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは責任を負いません。

\*\*\*\*\*